

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和5年7月27日(木) 第3委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山崎啓介議会事務局主任
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 所管事務調査について
 - 2 その他

午後1時43分 開 議

○桂藤和夫委員長 それでは、ただいまから総務常任委員会を開会させていただきます。この会議におきまして写真撮影、傍聴、録音録画を許可いたしております。

1 所管事務調査について

○桂藤和夫委員長 まず、協議事項ですけれども、1点目が所管事務調査についてということでございますけれども、まず、指定管理者制度の総括について、最初に事務局より資料の説明をお願いしたいと思います。

○山崎啓介議会事務局主任 まずは、参考資料の1-7をお開きください。所管事務調査、指定管理者制度の総括についてということで、これは一般的な議論の進め方はこういう感じかなということで、まとめさせていただいた表になります。1番から4番まで段階を示しておりますけれども、まず、1番目の段階として、現状を把握するということで、市のホームページだとか、インターネットなどを活用して資料を検討して、どういった論点で議論をしていくかを具体化するところを経て、論点が明確になった上で、担当者からの聞き取り等により現状を把握するというステップになります。それで、2番目として、あるべき姿を把握すると書いておりますけれども、先進地視察やその他の資料の研究によって、理想的なあるべき姿を把握していく。3番目として、問題点を抽出するというステップで、1番で把握をした現状と、2番で把握をしたあるべき姿とを比較して、その間にあるギャップが問題点ということになりますので、そのギャップを問題点として抽出する。4番目として、提言をまとめるとありますが、問題点の中から優先的に解決すべき問題点を選び出し、提言としてまとめるというのが、一般的な議論の進め方ということで、こういった進め方で進めていけばいいのではないかと資料になります。これを踏まえまして、まずは、資料1-5をごらんください。これにつきましては、前回の委員会でもお示しをさせていただいた資料ですけれども、2ページをごらんください。一般質問の回答部分でございますが、市長の回答のアンダーラインの部分ですが、平成18年3月、市民委員で構成された行政経営改革審議会の諮問、答申に基づき策定いたしました第1期庄原

市行政経営改革大綱において積極的に取り組むとの方針を定めております。続いて、3ページですが、アンダーラインが引いてある3つ目ですが、管財課長の発言ですけれども、2点目の管理運営コストの削減におきましては、施設の管理、経費の削減ということで、これにつきましても、行革の中で累計の効果額、17年から21年までの間で6億円程度の効果額も出ておるといふ、本会議での発言がありました。それで、1番目のステップとして、現状を把握するというところで、指定管理者制度の総括に関する庄原市の現状として、先ほどのような発言があったのですが、それがホームページに載っている資料をとってきましたので、参考資料1-1をごらんください。こちらが庄原市行政経営改革大綱、平成18年3月の資料になります。庄原市のホームページからとってきた資料ですけれども、これの19ページをごらんください。(2)としまして、公の施設の管理運営形態の見直し、指定管理者制度の導入ということで、まず、現状と課題の概要というところですが、合併により多数の公の施設を有することとなったが、現在は直接管理、管理委託、指定管理の方式が混在し同種類以上の施設であっても、設置の経緯や地域実情により、管理形態等が異なる状況にある。地方自治法の改正により、公の施設の管理は、行政の直接管理、または、指定管理者による管理のいずれかに限定されたということで、対応方針、改革の趣旨というところで、公の施設の管理運営について行政コスト、市民の負担、サービス水準、効率性など官民の連携によるメリット、デメリットを検討し、指定管理者制度の活用を推進するとありまして、対応方針としまして、指定管理者制度導入に関する基本方針を定め、全ての施設について、当該制度の適用を検討し積極的な導入を図ることが書いてあります。これが先ほどの市長答弁にあった内容と思われる。続いて、参考資料1-2をごらんください。こちらが庄原市行政経営改革大綱の平成21年度実績ということで、平成22年の11月にまとめられたものになります。これの16ページをごらんください。公の施設の管理運営形態の見直しということで、指定管理者制度の導入についての取り組み実績という表がありますけれども、この効果額というものをごらんいただいて、歳出減の効果額について示してあります。平成17年度から21年度までの効果額が示してありまして、この5年間の合計がマイナス5億9,419万3,000円ということで、先ほど管財課長から回答のありました6億円の削減効果というところは、このことをおっしゃっていると思われる。続きまして、資料1-3をごらんください。こちらが第2期の庄原市行政経営改革大綱、平成26年5月にまとめられたものですが、こちらの34ページをお開きください。こちらで公有財産の最適管理、ファシリティー・マネジメントということで指定管理施設の最適運営についてまとめておられます。35ページをお開きください。改革の要旨というところですが、指定管理者制度は、適当と判断される施設への導入、適用がおおむね終了し、サービスの向上、管理事務の効率化、維持経費の縮減などに一定の成果、効果が得られています。今後は、指定管理施設を対象にモニタリングを導入し、管理運営のチェック体制を確立しますということで、具体的な内容として、適切な管理運営、モニタリングの実施、管理運営の見直し等という今後の方針、この時点での総括というものがここでなされているという状況です。参考資料1-4を、続いてお開きください。こちらについては、先ほどの行政経営改革大綱のもとになった庄原市行政経営改革審議会の答申ということですが、20ページをお開きいただいて、公有財産の最適管理・ファシリティー・マネジメントについての管理施設の最適運営ということで、総括的意見や具体的事項及び留意事項ということで、意見がまとめられております。その次のページには、審議会での具体的な意見について書かれておりますけれども、こういった意見をもとに、先ほどのまとめをされたというものになります。以上が、現状の、市

での指定管理者制度の総括が既になされているという回答がありましたけれども、その総括について、ホームページ上で確認ができたところということになります。それと、資料1-6には、他市の指定管理者制度の検証資料ということで、資料1-6をごらんいただきたいのですけれども、こちらは指定管理者制度の成果と課題に係る検証ということで、平成28年12月、東京都立川市がまとめられているものですが、12ページをお開きください。こちらの12ページで、制度導入によるコスト削減効果の推移ということで、13ページのところに、コスト削減額と削減率というものが施設ごとにまとめられています。その次の14ページのところに、各施設の年度ごとの合計削減額と合計削減率というものがまとめられているということです。21ページに飛んでいただきたいのですけれども、指定管理者制度運用の今後の方向性ということで、検証をした結果、今後の方向性について、提示をされております。1番目としてサービス水準とコストの適正化、2番目として事業者選定について、(1)市職員の選定審査へのかかわり方ですが、1行目、2行目のところに、公平公正な審査を行うためには、現行の体制のまま、市職員は委員として参加せず、外部委員のみで審査を行うべきと考えるということが書いてあったり、(2)特命、非公募による選定のあり方については、2行目のところですが、サービス向上とコスト削減を目的とする指定管理者制度の趣旨からは、本来公募によることが原則である。22ページの4行目に飛んでいただきまして、効果が期待できる施設については、公募とすることを前提に調整に取り組むことを原則とする。(3)ですが、選定審査におけるサービスとコストの評価のあり方についての3行目ですが、市として必要と考えるサービス水準を整理し、仕様を定めた上でサービスと価格の両面を偏りなく総合的に評価できる配点の枠組みを検討する。(4)ですが、提案された事業計画の履行の確保。(5)ですが、運営実績に応じた更新時の優遇措置、インセンティブの必要性。3番としまして、モニタリング評価については、実施計画書に基づくモニタリング基準の作成、また、(2)の評価項目、評価基準の見直しについての4行目ですが、定性的業務の成果を適切に判断できるアウトカム、成果を重視した評価指標を設定すべきだ。(3)番では指定管理者に対するマネジメントの維持確保、その他、利用料金制や指定期間、募集単位について、今後の方針を検証、総括の上で、今後の方針を定めていらっしゃるという資料にあります。もう一度、資料1-7に戻っていただきたいのですけれども、指定管理者制度の総括について、現状の市の総括のあり方を検討していただいて、この表の1番右のところに書いてありますが、現状の総括に不足している視点は何かという視点で御議論いただければよろしいのではないかと考えているところです。指定管理者制度の資料説明については以上になります。

○桂藤和夫委員長　　ただいま事務局から説明をいただきましたけれども、この進め方を協議したいと思っておりますけれども、先ほど事務局から説明をいただきました感じで、次の委員会までに問題点を、目を通していただいて、抽出してきていただいて、それを踏まえて担当課の聞き取り調査へ行けばいいのかなと考えておりますけれども、ほか何か、こうしたほうがいいという御意見があれば承っておきたいと思っておりますけれども、ございませんでしょうか。福山委員。

○福山権二委員　　今の説明を聞いて、市の場合は地方自治法の改定によって、その趣旨にのっとって、庄原市も十分検討して、行政改革の外部的なチェック機関も入れて、ずっとやってみて、やったら成果はあるし、金はたくさん要らないし、非常によかったという総括ですよね。議会がこの指定管理者制度をチェックするには、何がしたいのか。きちんとこのようにやっているではないか。いけないことがあったら言えということになっているのだけれど、これをどうするかですよね。もともと本委員

会が指定管理者制度を問題視しようといった初めの動機は、その部分はどうだったか。

○桂藤和夫委員長　私も初めての委員会なので、承知はできていないのですけれども、過去のことは私も十分把握できてないといえますか、知らない点が多々あるのですけれども。坂本委員。

○坂本義明委員　私が少しだけ知っているのは、まず保育所の問題を取り上げての話からがスタートではないかなと思うのだけれど、そうではないのか。例えば、総合サービスの問題とかという話が出たのは、そのあたりから。それを個々にあげるのか、全体的なものを取り上げていくのならものすごい数ではないか。いくらあるのか。150くらいか。110くらい。だから、それ全部目を通してやるのか。ターゲットを絞ってやるのか。どのあたりをどうされようとしているのかがよくわからないので、この委員会では。

○福山権二委員　所管事務調査を決めたときに、この委員会で決めた。そのときはみんなが議論したのだけれど、あれをもう1回確認して、全部を見てみて、指定管理者制度のもともとの出発点というか、例えば、よそに行ってみても、同じ保育業務でも、視察に行った松江や津山と比べて、庄原は全く異質などころがあるということが明らかになっている。そこらの指定管理に対する行政の1つの姿勢ということについて、保育業務が非常にはっきりわかったので、そこを出しながら、どこに問題点があるのかというのを再検討しようという議論でなかったか。

○桂藤和夫委員長　だから、執行者側もある程度、一定の結論を出しているという方向は、かいま見えるのですけれども、その辺のところをもう少し深掘りをしてといえますか、細部にわたって委員会として、こういう課題なり問題があるのではないかということを提言するかどうかということになっていくのかなとは思いますが。その辺を踏まえて、きょう、いろいろな資料を出していただいていますので、それを目を通していただいて、次の委員会でもう一遍議論を深めていけばいいのかなと考えております。ただ、方向性だけ決めておかなければいけないので、漠然と進んでいったのでは、焦点ぼけになってしまう可能性も否めませんので、その辺はどういうふうに、委員会で検討するかということになるのだろうと思います。坂本委員。

○坂本義明委員　指定管理がどうかということになっているのだけれど、しっかりつかめていないので、それをまず引っ張り出してくれないか。それからしないと机上の空論になる。議論はできるかもしれないけれど。委員長が言ったように、ぼやけた議論になってしまうから答えが出ないようになる。やるのなら絞り込んでいったほうが。できないかもしれないけれど、一応、100とか120あるのなら、それを出したもので、それを見ながら勉強会をしたほうがいいのではないか。

○福山権二委員　出してもらわなくても、その一覧表があるわけですよ。常にオープンになっている。ネットでも全部書いてある。どこが指定管理か。それを全部100幾ら、ここで、いい悪いの評価はできないけれど、これとこれをやってみようというふうに。

○桂藤和夫委員長　谷口委員。

○谷口隆明委員　私の問題意識は、例えば保育の部分でいえば、指定管理の制度を導入するときに、数年間は財政的な効果はないけれども、10年、20年すれば、すごい保育費の軽減が図られると、当時答弁されたのですよ。ところが、実際保育費はどんどん上がってきているのですよ。指定管理になったから保育料が下がっているか、あるいは、子供の数が減ったから保育料が減っているかといえば、そんなことはなくて、財政的には全然減っていないのです。だから、確かにここにあるように、財政効果はいろいろな面であったかもしれないけれど、こと保育の部分に限っていえば、そういう財政効果

よりもむしろ市から言わせれば、いろいろなサービスの向上とか、いろいろなことにはなったのかもしれないけれども、財政効果が本当にあったかということについては、それはなかったということは、一切市は言いませんが、私は、それはずっと気になっているところで。これは独自にやってもいいかもしれないですけど、そういう気がします。予算書の保育費はどんどんふえていますからね、当時よりも。それがなぜなのか。それは指定管理者制度を導入するときの説明とは違っていると、私は思う。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 この指定管理者制度を議論する中で、私も一般質問を出してきましたけれど、いろいろな議員が一般質問の中で、指定管理者制度と絡めて大丈夫なのかというのは、いろいろな面を出してきた。保育所はテーマとして出たので、そこを1つはチェックする。総括で考える1つの集中点としては、そこを考えながら進めるのが1番いいのではないかと。実は、高野の指定管理のそれがこういうことになった。する人がいない。それで口和から持ってくるのか、現実的に起こっているわけです。指定管理制度で。直営に戻せという話もあったし、そういうところでさえ、あのときに決定的な指定管理者制度から撤退する部分の一部あるのではないかと議論があつて。言ってみただけけれど、結局地域からは、高野から、これは直営にしてくれという声も一部あつただけけれど、いつの間にか消えている。指定管理を審査してもらっていても、厳しい契約を結んでいるけれど、立ちいかなくなっているような、財政的にも、人材的にも、困ったということがあつた。そのあたりをきちんと一体のものとして考えてやる。板橋だったか、保育士の職員を先生と言わずに、ちゃんづけするのは、今でも続いているのでしょうか。それが本当に庄原市の保育方針に合っているのかといえば、これも曖昧になっている。アンケートを取ったらいいと言っている。しかも、地元の食材を使って評価が高い。いいのだということになるけれど、板橋小学校に行ってみたら、しばらく机の上を歩いたり、走ったり、大変なのだという声もあつた。そういうのがどうなのかということも、現実的に検証していないけれど、指定管理料についても、相当、市が統一して、投入してきた金も少なくしてきたし、保育のことも、津山とか松江を見て、すごくうちと違ふと。行政の責任の持ち方が全然違ふ。それからチェックの仕方も全然任せっきりでない。どちらもなのだけれど、行政が徹底的に、責任を持ってやっている。庄原の場合は任せっきりみたいなの。そのあたりの保育のことを少ししてみるのがいいかなと。

○桂藤和夫委員長 わかりました。ほかにありませんか。保育所を一生懸命追って深掘りしてみようという意見。坂本委員。

○坂本義明委員 指定管理の問題についての議論というか、指定管理料について言うのか。保育に関しては、保育の中身についてするのか、全てをやるのか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 それは指定管理料とか、あるいは、保育の質の中身の問題とか、あるいは、保育というものを、行政が指定管理に出す場合に、基本的な姿勢、条件と合致しているかどうかという総合的なものがありますよ。ただ、指定管理料だけではなく。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 わかるような気もするのだけれど、全てを締め付けていったらできない。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 締め付けるとかいう問題ではなく、そこをチェックしていくわけですよ。いいことは

評価したらいい。悪いところは直さないといけないのではないかとこのことを考えるのがこの任務なので。別に職員をまわそうとか、どうこうではなく、きちんとできていなかったら、かえていかないといいないということです。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 先ほどの福山委員の話の中では、保育の進め方についてまでになってくるのではないかと、話としては。それまで追求していったら、難しいことはないのか。それは調べることは肝腎なことだろうと思うけれど、どうなのかなと少し思う。

○福山権二委員 この委員会は、そこをチェックしようとあげているのだから、議会の議員として、そこまで言えるかどうかいうことは別なので、そこはできるだけするしかない。

○桂藤和夫委員長 他にありませんか。國利委員。

○國利知史委員 保育所の運営の形態とかもチェックするような形に、今の話の流れでいうとなってくるとすると、例えば、ここの保育所の運営は少し違うのではないかとこのことを、この委員会として、運営方針について、市に提言するということになると、少し違うのではないかなと思うのです。そういう議論ではない形ならいいと思うのですけれど、運営方針まで、これよくないよという形するのは、違和感があるかなとは思いますが。

○桂藤和夫委員長 副委員長、何かありますか。

○坪田朋人副委員長 指定管理者制度の総括についてになるので、前回の所管事務調査を決めるときにも、広過ぎるからという話があったので、委員長おっしゃられたように、次回までにしっかりその辺を復習して、なぜこの総括についてということになったのかをもう1回復習してやっていかないと、また広くなって飛んでしまうことがあるかなと、僕は思いました。

○桂藤和夫委員長 それでは、次回までにいろいろと問題点なり、いろいろな資料を見たりしていただいて、出していただいて、その中でもう一遍議論をして、どう進めていくかというのを決めていければいいかなと思っておりますので、その上で担当課を呼ぶ必要があれば担当課も来ていただいて、いろいろ説明を聞いて議論をするという方向で考えたいと思いますけれども、1番について、この程度でよろしいでしょうか。

○福山権二委員 それでいいのですけれど、こちら側が何を議論するかということを確認しておいてから呼ぶということはあるのですが、今、國利委員が言われた指定管理者制度の中身とか、どういうところに、議論を進めていくのは違和感があると言われたのは。例えば、庄原市のある保育所をある業者に任せていると。そのやり方について言及するのは、議会として越権行為だ、みたいに聞こえたのだけれど、そういう意味ですか。

○桂藤和夫委員長 國利委員。

○國利知史委員 それに近いニュアンスでもあります。会社の方針まで細かいところまで言うのがどうなのかということなんです。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 指定管理というのは、その会社の方針に任せてやっているわけではない。庄原市の保育方針にのっとって会社がやりますよというから、それで任しているのだけれど。指定管理料をくれと。これだけかかると。うちの会社として独自にやるというものではないので、だから、必ず法律にのっとってやらないといけないので、そこは行政としてもチェックしないといけない。もう1つ、

庄原市は保育所で、5年間継続して契約すると、ほとんど毎年チェックしない。それで、庄原市は競争がない。庄原保育所でも、3つも4つも来てするわけではない。競争がないことが、業者が、非常に発言権が強くなって、これが本当にいいかどうかということもある。いけなかったらやめると言われればそれまでだし。そういうこともあるので、そのあたりも含めて、指定管理者制度として機能しているかどうかというのをやらないと思っているのでは、という感じがしています。

○桂藤和夫委員長 いろいろな御議論はあると思いますけれども、よく資料に目を通していただいて、次の委員会に向けて、いろいろな問題点を出していただいて、方向性をしっかり決めていきたいと思えます。1番の指定管理者制度の総括についてという議論は、この程度にとどめたいと思えます。次に、庄原市特定事業主行動計画の進捗状況につきましてということですが、これも、まず最初に事務局の説明をお願いします。

○山崎啓介議会事務局主任 それでは、参考資料1-8をごらんください。こちらが、第2次庄原市特定事業主行動計画後期ということで、令和2年度から令和6年度の計画ということで、これも庄原市のホームページからとってきた資料になります。6ページをごらんください。6ページが、ワークライフバランスが確保できる職場づくりの推進についての計画になっております。7ページをごらんください。(2)ということで時間外勤務の縮減というところですが、下に取り組み内容が書いてありますけれども、そちらに総労働時間の縮減に向けた取り組み、市職員に対するものですが、こういったものを計画的に取り組みでいこうという計画がなされております。前回の所管事務調査の事項を決めるときになされた議論の中での問題意識について、この計画について検討するのが適切ではないかということで、こういったタイトルになったという経緯がございますが、こちらがその計画の中身ということになりますので、こちらについても御確認をいただいて、どういった中身について議論をしていくのかということをお決めいただければと思っております。

○桂藤和夫委員長 ただいま事務局から説明をいただきましたけれども、この件につきましても、同じように問題点を抽出して担当課を呼ぶなりして、状況によっては行政視察へ行くか、ウェブ会議を使って、研究して結論を出していけばいいのかなと考えておりますけれども、この件につきまして、どう進めていけばいいのかということで、御意見があれば承っておきたいと思えますけれども。福山委員。

○福山権二委員 事務局から説明があった、6ページ、7ページのワークライフバランスが確保できる職場づくりの推進ということがあって、(2)、1の2で時間外勤務の縮減というのがありますね。この課題をするときに、庄原市は令和4年12月23日に会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書を出している。これを議会が出した動機は、正確に労働時間が守られていない、勤務時間が守られていない、処遇が悪いというところなので、まず勤務時間から調べてみようということになった。だから、勤務時間を調べようということが、この特定事業の進捗状況になったとすると、まず職員の勤務時間管理について、どうかということから始めていけばいいのではないかと。とりわけ、一般質問でも何回かしたのだけれど、庄原市の一般職員についても、実は残業手当が支払われていないということが散見されるので、この間の庄原市の職員の退職についても、残業手当がもらえないからやめるといったケースがあったと聞いているのですよ。今でも、見ると、相当、長時間労働はあって、払われていないということも散見されることもあるので、そこから導入として、チェックしていこうということから始めたらどうかと思うのですよね。

○桂藤和夫委員長　　今の勤務時間の管理といいますか、残業手当が払われていないケースも散見されるということで、その辺から突破口に議論を深めていったらどうだろうかという御意見でしたけれども、ほかに何か御意見があれば伺っておきたいと思います。

○福山権二委員　　皆さん、職員からそういう声は聞いたことはないですか。

○桂藤和夫委員長　　坂本委員。

○坂本義明委員　　三次に比べて残業時間が少ないのは、サービス残業しているのだなというのは聞くし、それから、あるところで聞いたのだけれど、昼間にこなせない、だから残業している。仕事が、行くところに集中してくるのだろうと思う。人的余裕がないと、どうしても残業にかかってくるという問題は、どの職場でもあるのはあるのだけれど、それをどうやって解決するかというのは、彼らだけではなく、全庁舎で考えなければいけないことではないか。

○福山権二委員　　問題意識として、一般質問でも聞いたのだけれど、庄原市の一般職の職員の36協定というのは労働基準法から除外されて、36協定を締結するということができなくてもできるということなのだけれど、臨時に仕事がふえたら、いくだけで。だから、本当は臨時ですることがふえたのではないから、日常業務がいっぱいあるから残業するというのは、本当はいけないのだけれど。それがきちんと守られているかといえば、庄原市の場合、当初予算で各課に50万円ほど予算が配分されて、それから残業が多いところは、課長から財政課へ予算要求すると。庄原市の議会に補正予算があがってくるということなのだけれど、各課が年間50万円から、例えば、建設課が200万円になったのか、300万円になったのかわからないし、調べると、係長クラスで1係長が100万円限度しか使ってはいけないという話もあったりして。これはもう確認していない。そういう話もあったりして、結局もらっていない人もいる。超勤命令はなくてもできるのだけれど、終わった時間は誰がカウントするかといえば、宿直の前で、そこで書いた時間が終わる時間だと。こういう管理が勤務時間管理員の資格があるのか、それが本当に妥当なのか、管理者はいないし、というのが制度として、庄原市役所の中に、本当に勤務時間管理ができていいのか、徹底して。それが無いのに、ワークライフバランスが確保などできないので、基本的にはそういうのができていない。1係長100万円限度でしかできないということあったりするというのは、そういう実態が職場の中に、庄原市役所の中に蔓延しているのではないかと。そのあたりからチェックしなければ、若い人がどんどんやめるし。そういうことをしないと、いい人材がやめてしまうので、そういうところから勤務時間管理をやったらどうかと思うのです。

○桂藤和夫委員長　　國利委員。

○國利知史委員　　少し話がそれるのですけれど、僕も30歳の頃、結構厳しいところで働いて、残業はすごい多い、そういうところで働いていたのですけれど、労働基準監督署が入る。今まで、これだけの時間がかかっていた業務量をこの時間にこなせとなると、運送業だったのですけれど、常に走っていないといけないという状況になってくる。残業時間がどれだけあるかというのも、もちろん、それは削減しないといけないのですけれど、本当にやらないといけない仕事プラスアルファのこともやっているのではないかと、そういったところも整理していかないと。多分、残業時間を少なくすることによって、さらにしんどいことになっていって、ライフワークバランスが崩れていくとか、そういう問題にもなってくるので。何が言いたいかという、そういう時間外労働が何時間あるかというところの把握、それから少なくしていけないといけないというところはもちろんあるのですけれど、それ以外の業務の内容の見直しというところが、本来できていないと、僕みたいに常に走ってしんど

いことになって、逆にもう本当に健康を害してしまうということにもなりかねないので。すごくこれは難しい問題ではないかなと思うのですけれど、その根本的な業務のところも見直していく必要があるのです。そこも見っておかないといけないところなのではないかなとは思っています。

○福山権二委員　　今の問題意識は、そういうことではなくて、働いた分だけは賃金を払えという問題意識なのです。長い少ないといっても、業務によっては、どうしてもしないといけないこともあるし。ただ、それが勤務時間管理としてきちんとできていなかったら、教育委員会ならパソコンを立ち上げて、そのパソコンの電気を切るときに、全部それは、県教委が、全部の職員の管理をしているという話もあるぐらいで。だから、出勤時間と退庁時間、それは、前はカードでしていた。カードを押してから、また仕事している人も多いので。したがって、パソコンでやろうとなって、やっている。それでも、山口と広島で比べて、ものすごく広島が多いのだけれど、残業があってもいいのですよ。やむを得ないから。それが、民間なら労働組合が管理したり、なかったら大変ですけど、そこでやればいいのだけれど。残業していても手当が払えないと、もらっていないと。その分、勤務時間管理は宿直がするのだというような、少し緩やかな勤務体系でやるのは、いけないのではないかという問題意識で言っているのです。言われるように、少なくしてハードな仕事をするにならないように、それはそこまで突っ込むと、私も仕事の内容がわからないのだから、なかなか言いにくいですよ。残業した分だけは払えというのが前提でチェックしたらどうか。

○桂藤和夫委員長　　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長　　ないようですので、この辺も、次の委員会までにいろいろ議論なり考えをまとめて来ていただいて、しっかり、今の勤務時間管理を突破口にということ、福山委員から御提案ございましたけれども、その辺を中心に考えていくという方向性が見えましたけれども、それ以外に、帰ってしっかり考えていただいて、次の委員会でこういう視点もあるのではないかと、いろいろなことを、また、皆さんから意見を承った中で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○福山権二委員　　次までには、そういう、今、僕は僕の意見を言ったけれど、それを何か、物に書いて出したほうがいいですね。

○桂藤和夫委員長　　2番目につきましても、この程度で、きょうはとどめたいと思っております。3番目が財政運営についてということでございますけれども、これは資料が準備できておりませんし、私自身も、この件については全く未知ございまして、ずっと総務委員会にいらっしゃいます福山委員、谷口委員から、今までの経緯もお聞きしながら、協議をどう進めるかということを検討して行けばいいのかなと思っておりますけれども、御意見を承ればありがたいのですけれども、いかがでしょうか。谷口委員。

○谷口隆明委員　　これまで財政運営について、私も総務は長くないのですが、最近税の徴収問題であるとか、歳入確保の問題を中心にやったり、いろいろな個別の課題でやっていたので。庄原市の財政の構造ですよ。人口の割には、すごい財政規模が大きいわけですし、合併後、財政規模は基本的にはかわっていないのです。だから、そういう中で、私の思いでは、合併後の財政の構造をきちんと分析して、今後の展望をするということで、一旦そういう経年的な財政の分析と、それから庄原市の財政の特徴を明らかにしていく必要があるのではないかなという気が、私はします。

- 桂藤和夫委員長　　今、谷口委員からの合併後の財政の分析と特徴を検証して、将来の財政運営に役立てようという御意見だったと思いますけれども、福山さん、何かございますか。
- 福山権二委員　　そういうことだと思うのだけれど、今、税務課でも1万4,382世帯のうち、3,600世帯ぐらいは、もう住民税非課税ですよ。5人家族で206万円以下の生活。もう財政的には、市税収入が、相当、もうやっつけていけるのだろうかということもあって、交付税の関係で何とかいつているのだけれど、そういうことの中で、例えば、庄原市の税務課は、課税の制限税率をどうしているのかということについても確認しないとイケないし、そういうところも含めて、歳入をどう確保するのか。歳出は、いろいろ今、コロナがあって、たくさん来ているからあれだけれど、歳入をどうするのかということも、よく検討しないとイケないのではないかとすることはあるので。
- 桂藤和夫委員長　　坂本委員。
- 坂本義明委員　　年に3割近い人が課税対象になるかならないかは別として、200万円以下の生活をしているというのは、大きな問題だろうと思うので、そこらをしっかり掘り起こす必要はある。どうすればいいかということも踏まえて、掘り起こす必要がある。
- 福山権二委員　　どうすればいいかということで、どうしようもない。働くところがないのだから。働くところがない。だから、それで大きな会社を持って来ようと思ったら、バイオマスもだめになるし。いいものがないのだから。ではなくても、どうするのかということを考えないとイケないので。払わなくてもいい税金を払わなくてもいいと言ってあげないとイケないが、そこはものすごく難しい状況だと思う。だから、今度決算などがあるけれど、本当に不用額などがすごくありますよね。そういうのもふえてどうするのかということも、そういうことを財政課ともよく話をして。
- 桂藤和夫委員長　　坂本委員。
- 坂本義明委員　　今、おっしゃったように、それを財政課だけの問題ではなく、いろいろな、他の課とも絡めて、要は生活できるようになってもらわないとイケないので。確かに庄原の給与自体が低い。確かに低い。だから、そのあたりを、行政がバックアップしてもできないかもしれないけれど、どうすればいいかということ、議論の中で、現場を見ながら検討しないとイケない。3分の1からの人が税を払うのが厳しいようなまちでは、とてもではないが健全な財政運営なんてできない。
- 桂藤和夫委員長　　ほかにありますか。いろいろな御意見を承った中で進めていけばいいのかなと考えておりますので。谷口委員。
- 谷口隆明委員　　決算のときに議論になると思うのですが、もうこの間ずっと、毎年、予算編成方針で3億円足りないとか、7億円足りないとか言いながら、ずっと剰余金を出しているのですよ。だから不用額がたくさんあるとか、いろいろな面でいえば、財政運営が、予算の積算がどうだったのか、執行がどうだったのかということが、いろいろ問題があると思うのです。予算を組んだけれど、実際できなかったということが結構あって、お金は残っているわけですから。そういう点も確かに、これは決算になると思うのですが、総務財政としては見ていかないといけないのかなという気はします。
- 福山権二委員　　会計年度の単年度決算なのに、繰り越しがどんどんふえたり、国もそのようにしているけれど、12カ月とか16カ月の予算を組んだりして、専決もどんどん出てきているから、議会がほとんどかわれなくなっている。そのあたりも単年度決算ということをやちゃんと踏まえて、あれもこれも、次の年度に繰り越してどうこういふなということをしなくてはいけないので。そういう財政規律もだんだんなくなっている。庄原市はそうならないようにチェックしないとイケない

のではないかと思いますね。

○桂藤和夫委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○桂藤和夫委員長 ないようでしたら、今までの議論を踏まえまして、次へまた向かって、委員会ベースでいろいろな議論をしながら、3つの所管事務調査について、検証なり研究をしていけばいいかなと思っておりますので、きょうはこの程度で終わりたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福山権二委員 財政課とか、課長のところに、率直に委員会として、こういう目的できちんと検査してこちらも学びたいし、あらゆる資料を出してくれと、委員会から出したら出すだろうから。

○桂藤和夫委員長 わかりました。承っておきます。

2 その他

○桂藤和夫委員長 もう1点、協議事項の2点目ですけれども、その他のところで、本庁舎の敷地内喫煙所の受動喫煙防止対策についてということでございますけれども、これも事務局に説明を求めたいと思います。

○山崎啓介議会事務局主任 それでは、参考資料2-1をごらんください。これが、本庁舎敷地内喫煙所の受動喫煙防止対策についてということですが、前回の委員会の中で、陳情の審査をする中で、本庁舎敷地内喫煙場の受動喫煙防止対策の現状について確認をしておいてほしいというお話がございましたので、総務課から聞き取りを行いました。現在、県の立入検査がありまして、県と改善策を協議し、以下のとおりの対策を講じたということで写真が載っておりますけれども、上から煙が漏れないようにパーテーションを以前よりも高くしております。柵の奥に壁のようなものがありますが、銀色の横の筋が入っている壁ですけれども、あれがパーテーションになっておりまして、以前よりも高くしたと。それで、上から煙が漏れないように対策をしたということです。それと、画面の真ん中あたりに柵がありますけれども、通り抜けできませんという表示がしてありますが、喫煙者以外の人立ち入りと通り抜けができないように柵を設置し、駐輪場の利用者と喫煙者との間の動線を分けたということで、喫煙をされる方は外側から回り込んで入るということで、また、回り込んで出ていくという形で、駐輪場の利用者とは動線を分けたということでございます。現在、この対策で十分であるかどうか、保健所に問い合わせを行っているところであるということ、聞き取りを行いましたので、御報告させていただきます。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 これは保健所が確認して、保健所がいいと言えばいい、だめならだめということか。決定権は保健所にあるのか。

○山崎啓介議会事務局主任 詳しい話を確認できていないわけではございませんけれども、健康増進法の喫煙禁止場所に該当するかどうかというところの確認を、今、行っているということですので、県なり保健所が大丈夫と言えば、喫煙禁止場所ではないという判断がなされたということになるのだろうと。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 ということは、まだ庄原市で健康増進担当とかいうところが判断することはできないのか。よその官庁に行って、いいかどうかと言わないといけないような問題なのか。私は禁煙した

ほうがいいという人間ではない。吸ってもいいと思うのだけれど、少々。ただ、そういうふうに言われるから、合法なのか非合法なのかということが1つあって、庄原市の環境汚染の関係ということについてどうなのかということについて整理しないといけないので、今は、議会は、執行者にきちんとやれと言って投げているのですよ。そうしたら、こういうものがあって、パーテーションして、こうしているから、これでいいと思うと。それで、監督官庁の保健所へ行っているのだから、それでよかったですらこうすると、いけなかったらだめにするということですよ。これでいけなかったら、もっといいをつくるということではないのか。

○山崎啓介議会事務局主任 結果についてはまだ出ていないようですし、だめだった場合どうするという話は、まだ詳しくは聞いておりません。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 いつも話題になってくるけれど、東城の庁舎の話も出てくるし、ここだけしかしていないのか、東城はしていないのか。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 今回の、その他の件で出た分に関しては、庄原のここの本庁に関して対応ができた、かわったことがあったので報告してもらったということで、東城に関しては、まだ保健所と県と一緒に対応策を探っているというか、進捗を進めている状況である。それで、変化があったから報告したという状況です。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 このように報告してもらうのはいいのだけれど、保健所がどうこう言って検査するのなら、初めから保健所に来てもらって、こういうのをつくったらいいですよというものをつくればいいのに、つくってみてから、いい、悪いを保健所が見て、保健所がいい、悪いと言ったと。保健所が来て、設計してもらって、これでオーケーですというものをつくってもらって、いいのなら全部の支所につくったらいい。必要なら。庄原だけにというわけにはいかない。支所にだってつくってあげないといけないし、市内の公的機関でも、必要ならつくってもいいと言わないといけない。庄原本庁だけということになれば、1人でも吸いたいという人がいたら、そういうふうにつくってあげないといけないということになる。本当に。そこまで執行者が考えてしているのか、執行者の姿勢として普通ではない。苦情が出たから仕方がないからしているみたいに見えて、決定権はよそにあるのだ、みたいな。そんなばかなことはない気がする。

○桂藤和夫委員長 わかりました。意見として承っておきましょう。その他のこの件につきましては、この程度で収めたいと思いますので、以上で、きょうの委員会の協議事項は終わりましたので、これで散会をしたいと思います。きょうはどうぞ御苦労さまでした。次回の日程につきましては、また、事務局と相談させていただきながら、メールなり電話なりで御案内させていただきますので、しっかり資料に目を通していただきまして、次回までに、いろいろな御意見を承れるようにしていただければ幸いです。どうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

午後2時48分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長